

大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の更新申請について

介護予防・日常生活支援総合事業の指定を有する事業者においては、介護保険法第115条の45の6の規定により、指定有効期間（指定日から6年間）満了までに指定の更新を受けなければならないものとされています。

指定事業者の指定更新について、下記のとおりサービス種別に応じた書類のご提出をお願いします。

1. 更新申請書類

（1）大阪狭山市介護予防訪問介護相当サービス

- ①大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書
- ②事業者の指定に係る記載事項（付表1）
- ③指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ④更新月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（任意の様式でも構いません。）
- ⑤従業者の資格一覧表
- ⑥介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書

（2）大阪狭山市訪問型サービスA事業

- ①大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書
- ②事業者の指定に係る記載事項（付表2）
- ③指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ④更新月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（任意の様式でも構いません。）
- ⑤従業者の資格一覧表
- ⑥介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書

（3）大阪狭山市介護予防通所介護相当サービス

- ①大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書
- ②事業者の指定に係る記載事項（付表3）
※2単位以上実施する場合は（付表3別紙）を使用
- ③指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ④更新月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（任意の様式でも構いません。）
- ⑤従業者の資格一覧表
- ⑥介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書

（4）大阪狭山市通所型サービスA事業

- ①大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書
- ②事業者の指定に係る記載事項（付表4）
※2単位以上実施する場合は（付表4別紙）を使用
- ③指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ④更新月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（任意の様式でも構いません。）
- ⑤従業者の資格一覧表
- ⑥介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書

2. 提出先及び提出方法

大阪狭山市役所 健康福祉部高齢介護グループへ郵送

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

（受付控が必要な場合は、返信用封筒に切手を貼って返送先住所宛名を明記し、同封してください。）